参考

＜学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランス＞

（県立学校用）

医療機関、学校、社会福祉施設等における同一集団での新型インフルエンザ患者（疑い者を含む）の集団発生（クラスター発生）を把握する方法

家　庭

欠席連絡

【確認事項】
○インフルエンザと診断されたか
（インフルエンザの疑いも含む）
○A型かB型についても確認する。

【伝達事項】
○保健所から保護者へ連絡がある場合があることを伝える。

学　校

【保健所へ報告する場合】
○　インフルエンザA型による出席停止措置を行う場合
○　２名以上のインフルエンザの疑いの者（７日以内）を把握した場合

報告

速やかに報告

健康学習課

保　健　所

ＰＣＲ検査の対象者となった場合など、保健所から保護者へ連絡がある場合があります。

【ＰＣＲ検査】
報告により把握した複数の患者のうち、一部の患者について、新型インフルエンザの診断のため、ＰＣＲ検査を行う。

感染なし

【検査を行わない場合】
地域で感染例が確認されており、ＰＣＲ検査の必要がないと判断した場合

感染あり

【必要に応じて、県教育委員会は臨時休業等の措置を行う】
○　学校医及び関係機関に相談の上、判断する。

学　校

【臨時休業の措置を行った場合】
「インフルエンザ発生報告（速報）」を提出
その他参考事項の欄に「新型インフルエンザによる」と記載する。

保健所及び健康学習課

【夏季休業中】

○部活動、補習等についても健康状態の把握に努める。

＜同一集団で複数の患者を確認した場合＞
○　保健所及び健康学習課へ報告する
○　原則として、本人及び同一集団でインフルエンザ疑いのある者は参加を自粛する。